

21消安第2629号
平成21年6月5日

各 植物防疫所長 殿

植物防疫課長

② 米国産さくらんぼ生果実の新たな措置の適用に係る輸入検査対応
について

今般、「アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（平成4年5月6日農林水産省告示第518）が改正され、新たに米国内で臭化メチルくん蒸を課さない措置でのさくらんぼ生果実の輸入を認めることとなった。

当該措置で輸入されるさくらんぼ生果実は、くん蒸を実施していないため検疫有害動植物の付着が危惧されることから、今シーズン輸入される米国産さくらんぼ生果実で、当該措置が適用されたものに対しては、調査の意味も含め輸入検査において通常1.5倍量の抽出を行い、必要に応じ果実切開を行うなど綿密な検査を実施されたい。なお、増量検査の期間は、原則として今シーズン限りとする。